

⑫平成 24 年度分から国民健康保険税の税率が変更になります

健康保険の医療給付費などにかかる費用は、医療費の総額から国や県からの補助金などを除いた金額を、加入者の保険税で賄うのが健康保険制度の基本です。

しかし、健康保険の歳出は医療の高度化や高齢者の増加等により毎年増え続けており、一方収入においては、長引く景気の低迷等により、課税額が減り続けている状況にあります。

このような状況の中、笠間市では平成 20 年の税率改定後据え置きしていた国民健康保険税の税率を改定することとなりました。本来であれば、不足分を税率改定で補うものでありますが、税率改定と一般会計からの繰り入れを併せて行うことにより、被保険者の負担を最小限に抑えることとしました。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

●国民健康保険税率の改定内容（年額）

区分		現行	改定後	引上率・額
医療分 （全被保険者対象）	所得割	前年の基準総所得額 ×7.2%	前年の基準総所得額 ×7.7%	0.5%
	均等割	加入者 1 人につき 23,100 円	加入者 1 人につき 24,800 円	1,700 円
	平等割	1 世帯につき 21,000 円	1 世帯につき 24,000 円	3,000 円
後期高齢者 支援金分 （全被保険者対象）	所得割	前年の基準総所得額 ×2.5%	前年の基準総所得額 ×2.55%	0.05%
	均等割	加入者 1 人につき 7,700 円	加入者 1 人につき 7,700 円	-
	平等割	1 世帯につき 6,600 円	1 世帯につき 6,600 円	-
介護分 （40 歳～64 歳対象）	所得割	前年の基準総所得額 ×2.2%	前年の基準総所得額 ×2.2%	-
	均等割	加入者 1 人につき 12,000 円	加入者 1 人につき 12,000 円	-

◎医療費は毎年増え続けています

- ・年に一度は特定健診を受け、生活習慣病を予防しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診していませんか？重複受診は費用がかかるばかりでなく、投薬や注射などを繰り返すことによって、体への負担や、副作用も心配されます。
- ・ジェネリック医薬品は厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品で、先発医薬品よりも安値で販売されています。
- ・国保税は必ず納期限内に納付しましょう。納期限内であればコンビニエンスストアでの納付も可能です。また、国保税の納付は便利な口座振替をお勧めします。

問 保険年金課（内線 139・140）

笠間支所市民窓口課（内線 72123） 岩間支所市民窓口課（内線 73183）

⑥ページ 健康・医療・介護・育児など 24 時間年中無休無料で相談が受けられます。
かさま健康ダイヤル 24

⑨平成 24 年度および平成 25 年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

2 月 28 日（火）に開催された平成 24 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成 24 年度および平成 25 年度の後期高齢者医療保険料率と賦課限度額が決定されました。

後期高齢者医療制度では、公費で約 5 割、現役世代からの支援金で約 4 割、被保険者の後期高齢者医療保険料で約 1 割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。

医療給付費の増加と後期高齢者負担率（保険料の負担割合）の上昇にともない決定されました。

		平成 24・25 年度	平成 22・23 年度(参考)
保険料	均等割額	39,500 円	37,462 円
	所得割率	8.00%	7.60%
保険料の賦課限度額（上限額）		55 万円	50 万円

※保険料率（均等割額・所得割率）は、都道府県単位で計算され、2 年ごとに見直されます。

個人ごとの保険料額の決めかた

1 年間の保険料額 (100 円未満切捨て)	=	均等割額 39,500 円	+	所得割額 (賦課のもととなる金額) ×8.00%
---------------------------	---	------------------	---	--------------------------------

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除 33 万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※世帯（被保険者と世帯主）の総所得に応じて均等割額が軽減されます。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

☆平成 24 年度の保険料額については、7 月中旬以降に保険年金課から送付される「平成 24 年度後期高齢者医療保険料 保険料額決定通知書」をご確認ください。

☆平成 24 年 4 月・6 月・8 月に年金から天引きされる保険料は、原則として平成 24 年 2 月の金額と同額になります。

問 保険料の計算：茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 Tel 029-309-1213

保険料の納付：笠間市役所 保険年金課 Tel 0296-77-1101（内線 141・142）

⑩固定資産税の納税通知書を発送します

平成 24 年度固定資産税の納税通知書を 4 月中旬に発送します。

平成 24 年度は、3 年に一度の評価替えの年に当たり、土地・家屋の評価額の見直しを行っています。

つきましては、当通知書に添付されている『課税資産の内訳書』に資産の詳細が記載されていますので、ご確認をお願いします。

また、今回の評価替えにおいては、東日本大震災の影響を考慮しており、その算定方法等については、当通知書に同封します。

問 税務課（内線 110・111・114）

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

⑪笠間観光協会 事務所移転のお知らせ

東日本大震災の影響により、稲荷駐車場利便施設で事務を行っていましたが、この度、新しい事務所に移転しました。

皆様には大変ご迷惑をお掛けしましたが、今後ともよろしくお祈りいたします。

移転先 笠間市笠間 1357-1

（笠間稲荷門前通り・旧ますや）

開設日 3 月 27 日（火）

問 （社）笠間観光協会 Tel 0296-72-9222

⑤ページ